

特241

868

東京水上警察署

# 東京水上關係法規

東京水上警察署內防犯協會編纂

## 登載目次

水上取締規則	一
東京港取締規則	七
東京港取締規則ニ依ル特定信號	一一
艦船行商取締規則	一五
貨船營業取締規則	二一
汽船營業取締規則	二七
游泳場取締規則	三五
渡船業取締規則	三三
公有土地水面使用規則	四三



# 始



39

38

特 24 / 868



は し が き

法律とか規則とか申しますと吾人一般市民の耳には何か「恐ろしく八ヶ間敷い」ものかの様に響くらしい、蓋し少なくとも數百年の間「發法」によつて治められて來た所謂「法治國々民性」として止むを得ない處の「歪みであるかも知れない。本來法律、規則等其のものゝ精神は決してそんな恐ろしいものでもなく又八ヶ間敷いものでもない、手短かに申せば或る少數の者を犠牲にした大多數の者の爲めに取つて以て良しとするならん處の「國家的常識」の綴りに外ならないのである、故に其の少數の者から見れば或は「八ヶ間敷い」となるかも知らないし又は多數の者の内でも其の定められ有る事を知らずして犯した場合一種の反感を感じる様な場合もある可し、犠牲の少數は敢て問はず、只だ「法は知らざるの故を以て免る可からず」で有りますから知らざるものゝなき様に導く此れが賢明なる爲政者でなければならぬ、此處を以て今般東京水上當局の監督の下に則ち水上關係諸法規を集めて援は「冊子」となす、各業者が依つて一面の伴侶となるを得ば幸なり。

昭和十四年九月廿一日

東京水上警察署管内防犯協會

編者 會長 荒 川

敬





本署管内河川に於て航行する船舶は、本署の許可を得て航行せしむべきこととし、其の航行に關する事項は、本署の規則に依りて之を定むべし。又、本署の許可を得ずして航行する船舶は、本署の取締りに依りて之を罰せらるべし。此の規則は、昭和五年九月十五日現在施行す。



# 水上取締規則

昭和五年九月十五日  
警視廳令第三十五號  
昭和十四年七月二十五日現在  
警視廳令第二十一號

- 第一條 本令ニ於テ水上ト稱スルハ船舶又ハ舟筏ノ自由ニ通行シ得ル河海及其他ノ水面ヲ謂フ
- 第二條 東京水上警察署長（以下單ニ水上署長ト稱ス）ハ危險防止其他交通保全ノ爲水上及其ノ沿岸ニ於ケル工作物其他ノ施設、物件ニ付其ノ所有者又ハ占有者ニ對シ必要ナル措置ヲ命シ又ハ本令ニ依リテ爲シタル許可ヲ取消シ制限シ又ハ變更スルコトヲ得
- 第三條 船舶又ハ舟筏ハ警察官吏ノ交通ニ關スル指揮又ハ信號アリタルトキハ直ニ之ニ從フヘシ
- 第四條 船舶又ハ舟筏ハ己ムヲ得サル場合ノ外水路ニ於テハ其ノ右側ヲ航行スヘシ
- 第五條 船舶又ハ舟筏ヲ運航スルトキハ他ニ危害ヲ及ボササル様注意スヘシ
- 第六條 他ノ船舶又ハ舟筏ヲ追越サムトスルトキハ後者ニ於テ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲スヘシ  
但シ汽船ニアリテハ長聲一發ニ續ク短聲一發ノ汽笛又ハ號角、信號ヲ爲スヘシ
- 第七條 船舶又ハ舟筏ハ並列シテ航行スヘカラス 但シ他ニ迷惑ヲ及ボササルトキハ此限ニ在ラス
- 第八條 船舶又ハ舟筏埠頭、棧橋、防波堤ノ突端ハ停留中ニ在ル船舶ノ一端ヲ週航スル場合ニ於テ之ヲ右ニ見テ航行スルトキハ小廻ヲ左ニ見テ航行スルトキハ大廻ヲ爲スヘシ
- 第九條 機艇、艇船、端艇其ノ他櫂權ヲ以テ運航スル舟筏ハ汽船、帆船又ハ曳船ノ進路ヲ避クヘシ
- 第十條 船舶又ハ舟筏行逢フトキハ互ニ右方ニ避讓スヘシ

水路ノ狀況ニ依リ互ニ航過シ得サルトキハ潮流ニ避ルモノニ於テ避讓シ他ノ通過ヲ待ツヘシ  
 第十一條 船體又ハ積荷ノ幅員六米以上ノ船舶荒川筋、荒川放水路、江戸川筋及多摩川筋ヲ除ク他ノ河川又ハ運河ヲ航行セムトスルトキハ警察官吏ノ承認ヲ受クヘシ  
 第十二條 前項ニ規定スル河川及運河ニ於テハ帆ヲ用ヒテ航行スヘカラス  
 第十三條 開港港則施行規則別表第三號表ニ掲クル爆發物又ハ容易ニ燃燒スヘキ物件ヲ運搬、陸揚又ハ船積セムトスル船舶又ハ舟筏ハ左ノ事項ヲ具シ水上署長ニ届出ツヘシ 但シ其ノ船舶又ハ舟筏ノ常用ニ供スルモノナルトキハ此限ニアラス  
 一、 届出人ノ住所及氏名  
 二、 船舶ノ種類及名稱（名稱ナキトキハ所有者ノ住所氏名）  
 三、 爆發物又ハ容易ニ燃燒スヘキ物件ノ種類及數量  
 四、 運搬、陸揚又ハ船積ノ日時及場所  
 五、 碇泊スルモノニアリテハ其ノ期間及場所

第十四條 前條ニ規定スル爆發物又ハ容易ニ燃燒スヘキ物件ヲ積載シタル船舶又ハ舟筏ハ他ノ法令ニ於テ別段ノ定アル場合ノ外賭易キ箇所ニ晝間ハ赤旗ヲ夜間ハ紅燈ヲ掲クヘシ  
 第十五條 水上ニ於テ不潔物又ハ飛散、漏出若シクハ墜落シ易キ物件ヲ運搬スルトキハ覆蓋其ノ他適當ナル装置ヲ爲スヘシ  
 第十六條 水上ニ於テ特殊ノ方法ニ依リ物件ヲ運搬セムトスル者ハ水上署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ 前項ノ願ニ依リテ得タル許可證ハ物件ノ運搬中ニ携帶セシムヘシ

第十七條 船舶又ハ舟筏ヲ繫留セムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ 但シ警察官吏ノ承認ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス

- 一 沿岸ニ縱附ヲ爲シ又ハ竝列セサルコト
  - 二 河川又ハ運河ニ於テ振掛ヲ爲ササルコト
  - 三 水路ノ曲角又ハ橋梁ニ接近シテ留メサルコト
  - 四 濫ニ棧橋、橋梁、護岸工作物、物揚場又ハ渡船場ニ繫カサルコト
- 第十八條 航行ノ用ニ供セサル船舶ハ河川又ハ運河ニ繫留スヘカラス 但シ水上署長ニ願出許可ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス
- 第十九條 左ノ行爲ヲナサムトスル者ハ其ノ方法、期間及場所又ハ區域ヲ具シ水上署長ニ願出許可ヲ受クヘシ

- 一 御輿ノ渡御又ハ巡行
  - 二 水神祭又ハ川施餓鬼ノ執行
  - 三 端艇競漕其ノ他水上競技
  - 四 船舶ノ進水
  - 五 前各號ノ外交通ノ妨害トナルヘキ作業若シクハ工事又ハ水上ノ使用
- 第二十條 管理者ヨリ水上占用ノ許可又ハ承認ヲ受ケタル者ト雖前條ノ許可ヲ受クルニアラサレハ其ノ占用ヲ開始スルコトヲ得ス
- 第二十一條 筏ヲ回漕セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ水上署長ニ願出許可ヲ受クヘシ

- 一 回漕主ノ住所及氏名
- 二 回漕ノ日時、航路及回漕先
- 三 筏ノ枚數

前項ノ願出ニ依リテ得タル許可證ハ筏ノ回漕中之ヲ回漕夫ニ携帯セシムヘシ

第二十二條 筏一枚ノ大サハ幅四米、長サ二十八米以内トナスヘシ  
筏ハ之ヲ連繫シテ漕クヘカラス

第二十三條 筏ニハ一枚毎ニ其ノ所有者又ハ回漕主ノ住所及氏名若シクハ屋號ヲ賭易キ箇所ニ表示スヘシ

第二十四條 潮待其ノ他ノ事由ニ因リ筏ヲ一時停ムル場合ハ引續キ十二時間ヲ越ユルコトヲ得ス 但シ天候其ノ他止ムヲ得サルトキハ此限りニ在ラス

第二十五條 曳船ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

- 一 東京港第四區ニ於テハ達摩船以下小型ノ船舶ハ十八隻以内帆船ハ八隻以内筏ハ十八枚以内タルヘキコト
- 二 東京港第二區、第三區、江戸川筋、多摩川筋、荒川放水路、中川筋又ハ荒川筋中言問橋以北ニ於テハ達摩船以下小型ノ船舶ハ八隻以内帆船ハ三隻以内筏ハ八枚以内タルヘキコト
- 三 東京港第一區又ハ荒川筋中言問橋以南ニ於テハ達摩船以下小型ノ船舶ハ四隻以内帆船ハ二隻、筏ハ四枚以内タルヘキコト
- 四 海老取川筋又ハ新川筋(船堀川)ニ於テハ達摩船ハ二隻以内達摩船以外ノ小型船舶ハ三隻以内、

帆船ハ一隻、筏ハ二枚以内タルヘキコト  
五 前三號以外ノ河川又ハ運河ニ於テハ達摩船以下小型ノ船舶又ハ帆船ハ一隻、筏ハ二枚以内タルヘキコト

六 曳船ハ前二號ニ規定スル河川又ハ運河ニ於テハ二米以内、其ノ他ノ河海ニ於テハ第一船ハ二十米以内、第二船以下ハ七米以内タルヘキコト

七 被曳船若ハ筏ヲ並列シ又ハ曳船ニ横附シテ曳カサルコト

八 被曳船又ハ筏ヲ解放セムトスルトキハ他ノ船舶又ハ舟筏ノ航行ノ妨害トナラサル場所ニ於テ之ヲ爲スヘキコト

九 達摩船以下小型ノ船舶、帆船又ハ筏ヲ互ニ連繫シテ曳タトキハ達摩船以下小型ノ船舶二隻ヲ帆船、一隻筏一枚ヲ達摩船以下小型ノ船舶一隻ト看做ス

第二十六條 夜間航行スル船舶、端艇其ノ他櫓權ヲ以テ運航スル船舶ハ舷上諸易キ箇所ニ白燈一箇ヲ、筏ハ一枚毎ニ筏タル事ヲ認識セシムルニ足ル燈火ヲ掲クヘシ

第二十七條 船舶又ハ舟筏ハ水路ニ於テ濫ニ投錨、停留其ノ他交通ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ爲スヘカラス

第二十八條 棧橋及物揚場以來ノ場所ニ於テハ濫ニ船積又ハ陸揚ヲ爲スヘカラス

第二十九條 釣船、網船、遊船等ハ交通頻繁ナル水路ニ於テ徘徊スヘカラス

第三十條 交通ノ妨害トナル處アル物件ヲ水上ニ投棄スヘカラス

第三十一條 船體ノ容量ニ比シ不相當ト認ムヘキ人員又ハ物件ヲ搭載スヘカラス

第三十二條

船舶又ハ舟筏ノ衝突其ノ他ノ事故ニ因リ人畜ヲ殺傷シ又ハ他人ノ物件ヲ損壞シタル者ハ直ニ被害者ノ救護其ノ他適當ナル措置ヲ爲シ其ノ旨警察官吏ニ届出ヘシ

第三十三條

船舶其ノ他ノ物件沈没シ航行上危險ノ虞アルトキハ占有者又ハ所有者ニ於テ其ノ兩端ニ晝間ハ赤旗ヲ夜間ハ紅燈ヲ滿潮時ノ水面上二米以上ノ高サニ掲クヘシ

第三十四條

船舶ハ本令又ハ他ノ法令ノ規定ニ依ル場合ノ外濫ニ汽笛、汽角又ハ號角ヲ鳴ラスヘカラス

第三十五條

船舶ノ點燈、航法及信號ニ關シテハ本令ニ定ムルモノノ外海上衝突豫防法ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第三十六條

西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡、伊豆七島、小笠原島ニアリテハ本令ニ依ル水上署長ノ職務ハ各其ノ地所轄警察署長之ヲ行フ

第三十七條

第三條乃至第三十四條ノ規定ニ違反シ又ハ第二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處スニ其違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者亦同シ

第三十八條

法人ニ在リテハ本令ノ罰則ハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附則

本令ハ昭和五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

# 東京港取締規則

昭十四年七月二十五日  
警視廳令第二十號

第一條

本令ニ於テ東京港ト稱スルハ品川燈臺ヲ中心トシテ三海里ノ半徑ヲ以テ畫ケル弧内ノ海面及相生橋、永代橋竝ニ南高橋ニ依リ圍マル、河水面ヲ謂フ

第二條

東京港ヲ左ノ六區ニ分チ第一區乃至第三區ヲ内港第四區乃至第六區ヲ外港ト稱ス

第一區

永代橋ヨリ月島第三號地西端ニ至ル水域

第二區

第四號埋立地南東端ト品川燈臺トヲ連結スル線以西品川燈臺ト東京水上警察署（以下單ニ水上署ト稱ス）見張所、舊第一砲臺南端舊第四砲臺東端トヲ結ブ線以北ノ水域

第三區

第二區以東ニシテ品川燈臺舊第三砲臺竝ニ之ニ連ナル防波堤及第五號埋立地春海橋竝ニ第四號埋立地ニ圍マル、水域

第四區

品川燈臺ト水上署見張所トヲ結ブ線、品川燈臺ヨリ百六十二度二千四百五十米ノ點ニ引キタル線及同線端ヨリ百三十三度ニ引キタル線、水上署見張所ヨリ百六十二度二千六百米ノ點ニ引キタル線及同線端ヨリ百三十五度ニ引キタル線ニ依リ圍マル、水域

第五區

第四區以東ノ水域

第六區

第四區以西ノ水域

第三條

總噸數百噸以上ノ汽船又ハ帆船内港ニ入ラントスルトキハ水上署長ヨリ錨地ノ指定ヲ受クベシ前項以外ノ船舶ト雖モ水上署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ錨地ノ指定ヲ爲スコトアルベシ

- 第四條 錨地ノ指定ヲ受ケムトスル船舶外港ニ到着シタルトキハ信號符字ヲ掲揚シ又ハ無線電信ヲ以テ水上署見張所ヲ喚呼シ水上署長ノ指揮ヲ受クベシ  
前項ノ船舶ニシテ日没迄ニ品川燈臺ニ到着ノ見込ナキモノハ港外ニ碇泊シ日出ヲ待ツベシ但シ特殊ノ事由アルモノハ水上署長ノ許可ヲ受ケ入港スルコトヲ得
- 第五條 左ノ船舶ニ對スル錨地ハ第五區トス但シ水上署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
一 爆發物又ハ容易ニ燃燒スベキ物件ヲ積載シタル船舶  
二 傳染病患者若ハ其ノ疑アル患者又ハ病獸ノ發生シタル船舶
- 第六條 休繫若ハ修繕中ノ船舶、倉庫船、端艇並ニ廢船等ハ水上署長ノ指定スル場所ニ碇泊スベシ
- 第七條 船舶ハ第四區内ニ碇泊又ハ停留スルコトヲ得ズ
- 第八條 第五區又ハ第六區ヨリ第四區ニ入ラントスル船舶ハ第四區内ヲ航行スル船舶ヲ避クベシ
- 第九條 内港ニ碇泊スル船舶ハ他船ノ妨害トナラサル位置ニ於テ水路ニ併行シ船首尾投錨碇泊スベシ  
内港ニ碇泊スル船舶ノ舷側ニ横付スル舢舨ハ第一區ニ在リテハ一列、第二區及第三區ニ在リテハ三列ヲ越ユルコトヲ得ズ
- 第十條 第三條ノ規定ニ依リ錨地ノ指定ヲ受ケタル船舶ハ水上署長ノ許可ヲ受ケタル後ニ非サレハ陸地又ハ他船ト交通シ若ハ物品ノ積卸ヲ爲スベカラズ
- 第十一條 指定セラレタル錨地ハ水上署長ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ濫ニ變更スルコトヲ得ズ  
天候其ノ他己ムコトヲ得サル事由ニ因リ錨地ノ指定ヲ受ケスシテ碇泊シ又ハ指定セラレタル錨地ヲ變

- 更シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨水上署長ニ届出ヅベシ
- 第十二條 水上署長ハ港内ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ船舶ノ航行ヲ禁止シ又ハ轉錨ヲ命ズルコトヲ得
- 第十三條 錨地ノ指定ヲ受ケタル船舶其ノ錨地ニ到着シタルトキハ遲滯ナク別記様式ニ依ル着發届ヲ水上署長ニ提出スベシ  
前項ノ届出事項中發航豫定日時又ハ仕向地ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨水上署長ニ届出ヅベシ
- 第十四條 定期船トシテ出入スル船舶ハ豫メ錨地ノ指定ヲ受ケルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ豫メ錨地ノ指定ヲ受ケタル船舶ニ對シテハ前條第一項ノ届出ヲ免除ス
- 第十五條 港内ニ於テ左ノ行爲ヲ爲サムトスルトキハ水上署長ノ許可ヲ受クベシ  
一 多數竹木ノ水卸、筏ノ結構及繫留  
二 難波物又ハ沈沒品ノ引揚  
三 爆發物又ハ容易ニ燃燒スベキ物品ノ運搬、陸揚若ハ船積  
四 特設信號ノ使用  
五 船舶ノ修繕、大修繕及解體
- 第十六條 第一區乃至第四區内ニ於テハ左ノ事項ヲ遵守スベシ  
一 筏ノ回漕ハ汽船ニ依リ曳航スルコト  
二 帆船ハ縫航セザルコト  
三 漁撈船及遊船ノ徘徊、端艇ノ競漕又ハ濫リニ游泳ヲ爲サザルコト

四 總噸數百噸以上ノ船舶ヲ旋回セムトスルトキハ周圍ヨリ最モ略易キ箇所ニ晝間ハ直徑六十種ノ黑球又ハ黑色ノ形象一個ヲ夜間ハ紅燈一個ヲ掲クルコト

第十七條 船舶内ニ於テ傳染病患者若ハ其ノ疑アル患者又ハ病獸發生シタルトキハ遲滞ナク水上署長ニ届出テ指揮ヲ受クベシ

第十八條 港内碇泊中ニ變死傷其ノ他ノ事故發生シタルトキハ速ニ水上署長ニ届出テ其ノ指揮ヲ受クベシ

第十九條 第五條第一號ニ該當スル船舶ニ在リテハ前橋頭ニ晝間ハ國際信號旗Bヲ夜間ハ紅燈一個ヲ掲ケ同上第二號ニ該當スル船舶ニ在リテハ晝間ハ國際信號旗Q Qヲ夜間ハ紅白二燈ヲ連掲スベシ

第二十條 船舶カ港内ニ於テ火ヲ失シタルトキハ號鐘ヲ亂打シ且晝間ハ國際信號旗N Qヲ掲ケ夜間ハ絶エス紅燈ヲ上下スベシ

第二十一條 錨地ヲ指定スルニ當リ信號ヲ以テスルトキハ特定信號ニ依リ無線電信ヲ以テスルトキハ平文ニ依ル前項ノ特定信號ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二條 第三條第一項、第四條乃至第十一條、第十三條、第十五條乃至第二十條ノ規定ニ違反シ又ハ第三條第二項及第十二條ノ規定ニ基ク命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス其ノ違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者亦同ジ

第二十三條 法人ニ在リテハ本令ノ罰則ハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

第二十四條 本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條 昭和九年三月警視廳令第五號東京港取締規則ハ之ヲ廢止ス

第二十六條 本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

樣式

- 着 發 届
- 一 船舶ノ種類及名稱
  - 一 船舶所有者
  - 一 船 籍 港
  - 一 總 噸 數
  - 一 積荷ノ種類及數量
  - 一 發航地及發航ノ年月日時
  - 一 指定錨地及錨地着年月日時
  - 一 發航豫定日時及仕向地
- 東京水上警察署長宛

東京港取締規則ニ關スル法律



# 東京港錨地指定ニ關スル特定信號

昭和十四年七月二十五日  
警視廳告示第二九九號

一一一

昭和十四年七月警視廳令第二十號東京港取締規則第二十二條第二項ノ規定ニ依ル特定信號ヲ左ノ通定メ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本特定信號中ノ文字旗及回答旗ハ昭和八年十一月逡信省令第三十四號ヲ以テ公布セラレタル國際通信書ニ掲グルモノヲ謂フ

昭和八年十二月警視廳告示第四百四十一號ハ之ヲ廢止ス

回答旗ノ下ニ文字旗A

第一區内石川島北端ト越中島北西端トヲ連ヌル線ト相生橋トニ依リ圍マレ、水域内ニ適宜投錨スベシ

同

B

第一區内靈岸島南端ト石川島北端トヲ結ブ線以北ノ東側ニ適宜投錨スベシ

同

C

第一區内靈岸島南端ト石川島北端トヲ結ブ線以北ノ西側ニ適宜投錨スベシ

同

D

第一區内勝鬨橋以北ノ東側ニ適宜投錨スベシ

同

E

第一區内勝鬨橋以北ノ西側ニ適宜投錨スベシ

同

F

第一區内勝鬨橋以南ノ東側ニ適宜投錨スベシ

同

G

第一區内勝鬨橋以南ノ西側ニ適宜投錨スベシ

同

I

第二區内品川燈臺ヨリ五度ニ引キタル線以東ノ繫船浮標ニ東京市港灣部港務所(以下單ニ港務所ト稱ス)ノ指示ニ從ヒ繫留スベシ

同

J

第二區内品川燈臺ヨリ五度ニ引キタル線以西ノ繫船浮標ニ港務所ノ指示ニ從ヒ繫留スベシ

同

K

東京水上警察署見張所ト芝浦岸壁港務所見張所トヲ結ブ線以西ニ於テ適宜投錨スベシ

同

L

同

同

T

第二區内竹芝棧橋ニ港務所ノ指示ニ從ヒ繫留スベシ

同

H

第二區内日ノ出棧橋ニ港務所ノ指示ニ從ヒ繫留スベシ

同

S

第二區内芝浦岸壁ニ港務所ノ指示ニ從ヒ繫留スベシ

同

M

第三區内ニ港務所ノ指示ニ從ヒ繫留スベシ

同

N

第三區内ニ適宜投錨スベシ

同

O

第五區内ニ適宜投錨スベシ

同

P

第六區内ニ適宜投錨スベシ

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

# 東京港内航行ニ關スル信號

昭和十四年七月二十五日  
警視廳告示第三〇〇號

一四

昭和十四年七月警視廳令第二十號東京港取締規則第十二條ノ規定ニ基ク東京港内航行ニ關スル信號ヲ左ノ通定メ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本信號中文字旗ハ昭和八年十一月逡信省令第三十四號ヲ以テ公布セラレタル國際通信書ニ掲グルモノヲ謂フ

昭和八年十二月警視廳告示第四百四十號ハ之ヲ廢止ス

黑色方形旗ノ下ニ文字旗H 第二區内ニ障礙物アリ

同 第三區内ニ障礙物アリ

同 港内大型船ノ航行ヲ禁止ス

同 内港ニ錨地ナシ

黑色形象

# 艦船行商取締規則

昭和十年八月  
警視廳令第一五號  
昭和十四年六月  
警視廳令第一八號 現在

第一條 本令ニ於テ艦船行商ト稱スルハ東京灣及之ニ接續セル河川ニ碇泊中ノ艦船ニ往復シテ物品ノ賣買ヲ業トスルモノヲ謂フ

前項ノ艦船ニ往復シテ物品ノ修理、洗濯、金錢ノ兩替寫眞ノ撮影及艦船ノ清掃等ヲ業トスル者ハ之ヲ艦船行商ト看做ス

第二條 艦船行商ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ東京水上警察署長(以下單ニ水上署長ト稱ス)ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

一 本籍、住所、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ其名稱、事務所所在地、代表者ノ住所、氏名、生年月日及定款ノ寫)

二 營業用船舶ノ種類並繋留所及發着場、營業船舶ナキモノハ營業ノ方法

三 營業ノ種別並商號アルトキハ其名稱  
前項ノ願書ニハ妻ニアリテハ夫、未成年者及禁治産者ニアリテハ法定代理人、準禁治産者ニ在リテハ保佐人ノ連署ヲ要ス

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ前條ノ許可ヲ爲サス  
一 窃盜、贓物ニ關スル罪又ハ略取、猥褻及姦淫ノ罪ニ依リ處罰ヲ受ケ尙改悛ノ情ナキ者

- 二 不正ノ方法ヲ以テ海外ノ渡航ヲ爲シ又ハ之等ノ周旋ヲ爲シタル者ニシテ改悛ノ情ナキ者
- 三 關稅法第七十四條乃至第七十六條ノ罪ニ依リ處罰ヲ受ケ尙改悛ノ情ナキ者
- 四 他人ニ名義ヲ籍スノ虞アル者
- 五 本令ニ依リ定ムル營業ノ許可取消處分ヲ受ケ二箇年ヲ經過セサル者
- 六 其他就業上不適當ト認ムル者
- 第四條 營業者カ從業者ヲ使用セントスルトキハ其本籍、住所、氏名、生年月日及從前ノ職業ヲ具シ水上署長ニ届出ツヘシ
- 第五條 營業者ハ別記第一號樣式又ハ第二號樣式ノ木札、第三號樣式ノ標旗ヲ調製シ東京水上警察署ノ檢印ヲ受クヘシ  
木札又ハ標旗ヲ毀損、亡失シ又ハ木札記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ營業者ニ於テ遲滞ナク再製ノ上檢印ヲ受ケ舊木札又ハ舊標旗ニ消印ヲ受クヘシ
- 第六條 前條ノ木札及標旗ハ他人ニ之ヲ貸與シ又ハ讓渡スルコトヲ得ス
- 第七條 警察官吏ヨリ木札ノ提示ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第八條 營業用船舶ハ毎年一回水上署長ノ指定スル日時、場所ニ於テ檢査ヲ受クヘシ
- 第九條 營業者及從業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
  - 一 第五條ノ木札ハ就業中之ヲ携帯シ、標旗ハ營業用船舶ノ見易キ場所ニ掲出スルコト
  - 二 粗暴過激ノ言動ヲ爲ササルコト
  - 三 投錨又ハ繫留前ノ艦船ニ接近セサルコト

- 四 傳染病ノ疑アル患者又ハ病獸發生シタル艦船ニハ消毒前ニ於テ乗船シ又ハ行商ヲ爲ササルコト
- 五 承諾ナクシテ他人ノ艦船ニ出入セサルコト
- 六 船員ノ拒ミタル場所ニ物品ヲ陳列セサルコト
- 七 營業用船舶ニハ他人ヲ便乘セシメサルコト 但シ水上署長ノ承認ヲ得タル場合ハ此限ニアラス
- 八 東京港外碇泊船ニ出入シ又ハ日出前、日没後ハ營業ヲ爲ササルコト 但シ水上署長ノ承認ヲ得タル場合ハ此限リニ在ラス
- 九 傳染性疾患者ハ就業セサルコト
- 十 銘商シテ就業セサルコト
- 十一 營業用船舶及器具等ハ常ニ手入ヲ加ヘ不潔又ハ危險ナル物ヲ使用セサルコト
- 十二 飲食用器具ハ河川海水ニテ洗滌セサルコト
- 十三 顧客ニ對シ不當ノ價格ヲ要求シ又ハ物品ノ押賣ヲ爲ササルコト
- 第十條 營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ水上署長ニ届出ツヘシ
  - 一 第二條各號ノ事項ニ異動アリタルトキ
  - 二 廢業シタルトキ
  - 三 從業者ヲ解雇シ又ハ從業者死亡若ハ所在不明トナリタルトキ
- 營業者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキハ戶主、家族又ハ從業者ヨリ、法人解散シタルトキハ精算人ヨリ十日以内ニ届出ツヘシ
- 第一項第二號、第三號及前項ノ場合ハ届出ト同時ニ木札及標旗ノ檢印ニ消印ヲ受クヘシ

第十一條 營業者ハ警察官吏ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ水上署長ハ營業許可ノ取消若ハ停止ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 營業者所在不明トナリタルトキ
- 二 法定代理人保佐人ノ同意又ハ夫ノ許可ヲ取消サレタルトキ
- 三 他人ニ名義ヲ籍シタルトキ
- 四 三箇月以上休業シタルトキ
- 五 本令又ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタルトキ
- 六 其ノ他公安風俗ヲ紊シタルトキ

第十三條 水上署長ハ取締上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第十四條 營業者ハ組合ヲ組織シタルトキハ組合長ハ遲滞ナク左ノ事項ヲ水上署長ニ届出ツヘシ、届出事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

- 一 組合ノ名稱
- 二 事務所所在地
- 三 組合員及役員ノ住所、氏名
- 四 規約ノ寫

水上署長ハ必要アリト認メタルトキハ規約ノ訂正又ハ削除ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 第二條、第四條乃至第十一條、第十四條ノ規定ニ違反シタル者及第十三條、第十四條第二項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十六條 營業者ニシテ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ適用ス

第十七條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者又ハ從業者ニシテ其營業ニ關シ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

本令施行ノ際現ニ艦船行商ニ該當スル營業ヲ爲シ尙引續キ營業セントスル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第二條ノ事項ヲ具シ水上署長ニ届出テ木札及標旗ニ檢印ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第一號様式 (縦十綫、横六綫)

第 號 艦船行商許可證 住所 氏 名 生 年 月 日	裏 東京水上警察署 昭和 年 月 日
--	--------------------------

第二號樣式 (縱十種、横六種)

第 號	營業者 氏 名
艦船行商從業之證	住所
氏 名	生年月日
裏	
昭和 年 月 日	東京水上警察署 ㊟

第三號樣式

東水第一號 ㊟	地 質	布
商	縱	五十種
	横	七十種
	圓ノ直径	三十種
	圓ノ文字幅	二十種
水上署記番號欄	綠	但シ圓、文字及水上署記番號欄ハ白
色	綠	横 二十種

貨船營業取締規則

昭和五年八月  
警視廳令第二十九號  
昭和十四年七月現在  
警視廳令第二十二號

- 第一條 本令ニ於テ貨船營業ト稱スルハ達摩船、傳馬船、荷足船、端艇其他小型船ノ貨與ヲナシ又ハ遊船ヲ爲サシムル營業ヲ謂ヒ貨船ト稱スルハ貨船營業ノ用ニ供スル船ヲ謂フ
- 第二條 本令ニ於テ所轄警察署(又ハ所轄警察署長)ト稱スルハ貨船ヲ定繫スル場所(以下定繫場ト稱ス)ノ水面ヲ管轄スル警察署(又ハ警察署長)ヲ謂フ
- 第三條 定繫場ニハ船客ノ昇降ニ安全ナル棧橋又ハ階段等ノ設備ヲ爲スベシ但シ土地ノ狀況其ノ他ニ依リ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケ省略スルコトヲ得
- 第四條 本令ニ依ル願届ニハ願届人ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人、準禁治産者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス、但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ノ願届ニ付テハ此限ニ在ラス
- 第五條 貨船營業(以下單ニ營業ト稱ス)ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ第二號乃至第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一 住所、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、定款ノ寫及代表者ノ氏名)
- 二 營業ノ種類
- 三 船ノ種類、隻數、船名、動力ノ種類、並ニ製造年月日

四 料金

五 定繋場及其ノ附近ノ平面圖

六 定繋場ニシテ官有若ハ公有ナルトキハ其ノ使用許可書ノ寫、私有ナルトキハ其ノ使用承諾書ノ寫

第五條 検査ニ合格シタル船ニ非サレハ貸船トナスコトヲ得ス

第六條 貸船ヲ他ノ定繋場ニ移シタルニ因リ所轄警察署ヲ異ニスルニ至リタルトキハ更ニ後ノ所轄警察署長ニ願出テ貸船ノ検査ヲ受クヘシ

第六條ノ一 貸船營業者ハ定繋場以外ノ場所ニ於テ客ノ昇降ヲ爲サシムルコトヲ得ス但シ所轄警察署長ニ願出テ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 貸船ノ検査ヲ受ケムトスル者ハ船ノ種類、動力ノ種類、製造年月日定員及定繋場ヲ具シ左ノ様式ニ依ル木札ヲ添ヘ所轄警察署長ニ願出ツヘシ

十五種

木 札

← 十種 →

船種	定員	定繋場	年月日	住所
第	第	第	第	第
氏名				

三(三)

第八條 検査ニ合格シタルトキハ之ヲ證明スル爲メ提出セル木札ニ烙印及番號ヲ附シ還付ス前項ノ規定ニ依リ還付ヲ受ケタル木札ハ之ヲ船内賭易キ箇所ニ固着スヘシ

第九條 木札ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ五日以内ニ其旨所轄警察署長ニ届出テ其訂正ヲ受クヘシ

第十條 貸船ノ使用ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ所轄警察署長ニ届出木札ニ消印ヲ受クヘシ

第十一條 營業者ハ所轄警察署長ノ指定スル期日及場所ニ於テ貸船ノ検査ヲ受クヘシ

前項ノ検査ニ合格シタル貸船ニ對シテハ第八條ノ木札ニ左ノ烙印ヲ押捺ス

昭和
年 檢

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄警察署長ニ届出ツヘシ

一 第四條第一號ノ事項ニ變更アリタルトキ

二 法定代理人、保佐人又ハ夫ニ變更アリタルトキ

三 廢業シ又ハ一箇月以上休業シタルトキ

四 營業者死亡シ(法人ニ在リテハ解散)又ハ住所不明トナリタルトキ

前項第四號ノ場合ニ於テハ戸主又ハ同居ノ家族(法人ニ在リテハ清算人)ヨリ其届出ヲナスヘシ

第十三條 營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 十一 定員ヲ超テ乗船セシメサルコト
- 十二 十四歳未満ノ者ハ成年者ノ同伴オキ限リ乗船セシメサルコト
- 十三 暴風雨ノ虞アルトキハ乗船セシメサルコト
- 十四 夜間十二時以後ニ於テ乗船セシメサルコト
- 十五 夜間貸船ヲナス場合ニ於テハ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタルモノノ外船内ニ點燈ノ設備ヲナスコト
- 十六 料金表ヲ定製場ノ賭場キ箇所ニ掲示シ置クコト
- 十七 料金以外ノ金品ヲ請求セサルコト
- 十八 強テ乗客ノ勸誘ヲ爲ササルコト
- 第十四條 乗客ノ行方不明其他遭難事故アリタルトキハ營業者ハ速カニ適當ナル措置ヲ爲シ且其旨最寄警察官吏ニ届出ツヘシ
- 第十五條 所轄警察署長ハ危險防止其ノ他公安保持ノ爲メ必要ト認ムルトキハ貸船ノ使用ヲ禁止シ若ハ制限シ又ハ取締上必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得
- 第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ
  - 一 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ
  - 二 正常ノ理由ヲシテ許可ヲ受ケタル日ヨリ百二十日以上経過スルモ仍開業セサルトキ
  - 三 前二號ノ外營業ヲ繼續スルニ不適當ト認メタルトキ
- 第十六條ノ二 第四條ノ營業許可ヲ受ケタル者所在不明トナリ九十日ヲ経過シタルトキハ其ノ許可ハ效

力ヲ失フ

- 第十七條 營業ヲ讓受ケ又ハ相續セントスルトキハ双方連署ノ上所轄警察署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ但シ連署シ能ハルサトキハ其事由ヲ説明スルコトヲ要ス
- 第十八條 第二條ノ二、第四條乃至第六條ノ二、第八條第二項乃至、第十一條第一項、第十二條乃至第十四條ニ違反シ又ハ第十五條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス其ノ違反行爲ヲ教唆又ハ幫助シタル者亦同シ
- 第十九條 營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限りニテラス營業者ハ其代理人、雇人其他ノ從業者ニシテ其營業ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス營業者ニシテ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其代表者ニ適用ス

附 則

- 第二十條 本令ハ昭和五年九月一日ヨリ施行ス
- 第二十一條 本令施行ノ際現ニ營業ヲ爲スモノニシテ引續キ營業ヲ爲サムトスル者ハ第四條第一號乃至第四號ノ事項ヲ具シ昭和五年十月一日迄ニ所轄警察署長ニ届出ツヘシ
- 前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ本令ニ依ル検査ニ合格シタルモノト看做ス
- 第二十二條 本令施行ノ際現ニ使用スル貸船ハ本令ニ依ル検査ニ合格シタルモノト看做ス
- 前項ニ該當スル貸船ハ第七條ニ規定スル様式ノ木札ニ烙印及記番號ヲ受ケ昭和五年十月一日迄ニ其船

内諸易キ箇所ニ固着スヘシ

附 則 (昭和十四年七月廳令第二十二號)

第二十三條 現ニ營業スル者ニ對シテハ第二條ノ二ノ規定ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條 現ニ營業スル者ハ第四條第二號ノ事項及第三號ノ船名、動力ノ種類、製造年月日ヲ昭和十四年十一月一日迄ニ所轄警察署長ニ届出ツヘシ

### 汽船營業取締規則

明治三十六年十二月  
警視廳令第四八號  
昭和七年五月  
警視廳令第十二號 現在

第一條 本則ニ於テ汽船營業ト稱スルハ近海區域(東京府下諸島間ノ航路ニ限ル)沿海區域平水區域ニ於テ汽船ニ依リ乗客若ハ貨物ノ運送又ハ曳船ヲ業トスルモノヲ謂フ

第一條ノ二 本則ニ於テ汽船ト稱スルハ蒸汽發動機其他機械力ノ作用ニ依リ運航スル船舶ヲ謂フ本則ノ規定ハ之ヲ發動機及帆裝ヲ併セ有スル船舶ニ準用ス

第二條 本則ニ於テ船員ト稱スルハ船長以下一切ノ乗組員ヲ謂フ

第三條 汽船營業ヲ爲サムトスル者ハ住所、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其名稱、事務所所在地代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添附スヘシ)ヲ記シ左ノ事項ヲ具シ水上警察署ヲ經テ警視廳ニ願出許可ヲ受クヘシ其増減變更ヲ要スルトキ亦同シ

- 一 航路ノ圖面及發着所、寄航場ノ地名、番號
- 二 發着所、寄航場ノ發着時限、發着時限ヲ豫定スルヲ得サル事情アルモノハ其ノ事由
- 三 各航路ニ於ケル船舶ノ員數、種類及船名
- 四 乗客、貨物ノ運賃又ハ曳船賃
- 五 舥ヲ使用スル場所及舥ノ賃錢

第四條 未成年者、禁治産者ノ爲ス願届書ニハ法定代理人ノ連署、準禁治産者妻ノ爲ス第三條ノ願



書ニハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス

第五條 削除

第六條 船舶安全法ニ依リ検査ヲ要セサル船舶ヲ乗客用ニ供セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ水上警察署ニ願出船体検査證ヲ受クヘシ船体ノ改造、修繕ヲ爲シタルトキ亦同シ

一 船名アルモノハ其船名

二 船舶ノ種類、種類ヲ定メ難キモノハ其構造圖面

三 船鑑札ノ寫

第七條 削除

第八條 削除

第九條 第六條ノ船舶ハ毎年三月水上警察署ノ検査ヲ受クヘシ但シ必要ト認ムルトキハ臨時検査ヲ行フコトアルヘシ

第十條 左ノ場合ニ於テハ三日以前ニ船舶安全法第九條ノ船舶検査證書若ハ本則第六條ノ船体検査證ノ寫ヲ添ヘ水上警察署ヲ經テ警視廳ニ届出ツヘシ

但シ第一號及第二號ノ場合ニシテ二個以上ノ航路ニ係ルトキハ各航路ニ供スル船舶ヲ區別スヘシ

一 開業セントスルトキ

二 増設又ハ變更ニ係ル航路ヲ開始セムトスルトキ

三 増加又ハ變更ニ係ル船舶ヲ使用セムトスルトキ

第十一條 左ノ場合ニ於テハ三日以内ニ水上警察署ヲ經テ警視廳ニ届出ツヘシ但シ第一號ノ場合ニア

リテハ其證書ノ寫ヲ添付シ第七號ノ場合ハ戸主又ハ家族ヨリ其手續ヲ爲スヘシ

一 船舶検査證記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ

二 營業者ノ住所、氏名（法人ニ在リテハ其名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名若ハ定款）ヲ變更シタルトキ

三 法定代理人、保佐人、夫又ハ其氏名ヲ變更シタルトキ

四 削除

五 削除

六 休業又ハ廢業シタルトキ

七 營業者死亡シ又ハ所在不明ナルトキ

第十二條 左ノ場合ニ於テハ三日以内ニ水上警察署ニ届出ヘシ但シ第一號ノ場合ハ船体検査證ノ再交付許可證ノ再渡又ハ書換ヲ受ケ第二號ノ船舶ノ使用ヲ廢止シタルトキハ船体検査證ヲ返納スヘシ

一 船体検査證ヲ亡失、毀損シ又ハ其ノ記載事項ニ變更ヲ生シ若ハ文字不明トナリタルトキ

二 船舶ノ使用ヲ廢止シ又ハ休止又ハ使用休止ノ船舶ヲ再ヒ使用シタルトキ

第十三條 削除

第十四條 定時ノ時限ニ發航セサルトキハ其都度水上警察署ニ届出ヘシ

第十五條 石油發動機ノ作用ニ依リ運轉スル船舶ハ錨及左ノ信號器救命具ヲ備フヘシ

一 號角又ハ號鐘

二 救命浮環

第十六條 發着場及寄航場ニハ適宜ノ人員ヲ配置シ乗客ノ保護ヲ爲スヘシ

第十七條 運賃曳船賃及貯賃ハ發着場、寄航場、乗船券賣捌所及船舶ノ各客室内諸易キ處ニ揭示シ荷主又ハ乗客若ハ曳船依頼者ニ對シテ定額外ノ請求ヲ爲スヘカラス

第十八條 運賃ヲ受領シタル乗客ニハ乗船券ヲ交付スヘシ乗船券ニハ發着地名、客室ノ等級及運賃額ヲ記載スヘシ

第十九條 船体検査證ハ船内諸易キ處ニ掲ケヘシ

第二十條 乗客昇降ノ用ニ供スル棧橋又ハ階段ニハ欄干ヲ設ケヘシ

第二十一條 乗客ノ用ニ供スル甲板ニ船舷ナキモノハ其周圍ニ高サ一尺五寸以上ノ欄干ヲ設ケヘシ

第二十二條 河川ヲ航行スル汽船ノ烟筒ニハ警視廳ニ於テ必要ナリト認ムルトキハ火粉止ノ裝置ヲ命スルコトアルヘシ

第二十三條 船舶内ハ常ニ清潔ニシ通路ニハ器物其他ノ物件ヲ置ケヘカラス

第二十四條 傳染病豫防法第一條第一項及第二項ニ依リ指定セラレタル傳染病患者若ハ獸疫豫防法第一條ニ掲ケタル病獸ヲ乗船セシムヘカラス

第二十五條 船舶内ニ於テ前條ニ掲ケタル患者又ハ病獸發生シタルトキハ速ニ他ト隔離シ且消毒法ヲ施シ警察官署ノ指揮ヲ受ケタル後ニ非サレハ乗客及貨物ノ陸揚搭載ヲ爲スヘカラス

第二十六條 乗客又ハ船員中死傷其他異變アリタルトキハ水上警察署ニ届出ヘシ

第二十七條 看護人ノ附添ナキ瘋癲病者又ハ乗客ノ厭忌スヘキ瘡病者及亂醉者ハ他ノ乗客ト其ノ室ヲ異ニスルニ非サレハ乗船セシムヘカラス

第二十八條 左ニ掲ケルモノハ乗客及他ノ貨物ト室ヲ異ニスルニ非サレハ搭載スヘカラス

一 犬猫其他ノ畜類

二 汚漬ノ虞アル物品

第二十九條 發着場、寄航場以外ニ於テ乗客及貨物ノ搭載陸揚ヲナスヘカラス但シ船舶ニ急迫危險アルトキハ此限ニ在ラス

第三十條 定員外ニ乗客ヲ搭載シ又ハ正當ノ理由ナクシテ乗客及貨物ノ搭載陸揚ヲ拒ムヘカラス

第三十一條 定員ハ船舶安全法ノ適用ヲ受ケサル船舶ニ在リテハ十二歳未満ノ者ハ二人ヲ以テ一人ト看做シ三歳未満ノモノハ員外トス

第三十二條 營業所ニハ第一號様式ノ乗客名簿ヲ備置キ乗客ノ住所、氏名、年齢、職業ヲ記載スヘシ但シ市内及其ノ接續町村ノ河川ノミヲ限リ營業スル者ハ此限ニ在ラス乗客名簿ニハ水上警察署ノ檢印ヲ受ケ使用濟ノ後一箇年間之ヲ保存スヘシ

警察官吏ハ乗客名簿ヲ臨時檢閱スルコトアルヘシ

第三十三條 乗客ノ氏名ハ第二號様式ニ依リ翌日午前八時迄ニ水上警察署ニ届出ヘシ

第三十四條 強テ乗船ヲ勸メ又ハ客引ヲ出スヘカラス

第三十五條 削除

第三十六條 船体検査證ハ之ヲ轉用スヘカラス

第三十七條 機關室其他危險ノ場所及船員室ニハ濫ニ乗客ヲ出入セシムヘカラス

第三十八條 濫ニ汽力ヲ増加シ又ハ他船ト競走スヘカラス

第三十九條 屈曲セル川筋、狹隘ナル場所又ハ船舶幅轉ノ場所ヲ航行スルトキ若ハ他船ニ接近シタルトキハ汽笛又ハ號角ヲ鳴シ除航スヘシ

第四十條 削除

第四十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 正當ノ事由ナクシテ營業ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ百八十日以内ニ開業セサルトキ

二 正當ノ事由ナクシテ三十日以上休業シタルトキ

三 本則ニ違背シ又ハ營業上不適當ト認メタルトキ

四 法定代理人又ハ夫ノ許可若ハ保佐人ノ同意ヲ取消サレタルトキ

第四十二條 正當ノ事由ナクシテ増設航路ヲ九十日以内ニ開始セサルトキ又ハ三十日以上出船セサル航路アルトキハ其ノ航路ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第四十三條 第三條ノ許可ヲ受ケタル者所在不明トナリ九十日ヲ經過シタルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第四十四條 警察官署ニ於テ航行上支障又ハ危險ノ虞アリト認メタルトキハ豫防方法ヲ命シ又ハ發着時限ヲ伸縮シ若ハ航行ヲ停止スルコトアルヘシ

第四十五條 第一項及第二項削除

第四十六條 非營業者ニシテ曳船ヲ爲サムトスルトキハ其事由ヲ具シ水上警察署ニ願出許可ヲ受クヘシ

第四十七條 本則ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四十八條 船長又ハ其他ノ船員ニシテ本則第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十七條乃至第三十條、第三十七條乃至第三十九條ニ違背シタルトキハ營業者モ共ニ責ニ任スヘシ

第四十九條 十二歳未満ノ者又ハ禁治産者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ第四十七條ノ科料ヲ其ノ法定代理人ニ科スルコトアルヘシ

第五十條 法人ノ業務ニ關シ法人ノ代表者其他ノ從業者又ハ雇人ニシテ本則ニ違背シタルトキハ第四十七條ノ科料ヲ其法人ニ適用ス

附 則

第五十一條 現營業者ハ本則第三條第五號ノ事項ヲ明治三十七年一月三十一日迄ニ水上警察署ヲ經テ警視廳ニ届出ヘシ

第五十二條 現營業者ハ明治三十七年一月三十一日迄ニ本則第八條ニ依リ船員ノ許可證ヲ受クヘシ

第五十三條 明治二十七年九月警視廳令第四十三號汽船營業取締規則及明治二十九年十二月警視廳令第五十三號ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

第五十四條 第十六條、第十七條、第十八條、第二十一條乃至第三十條、第三十四條、第三十七條乃至第三十九條、第四十四條、第四十七條及第五十條ハ他府縣ノ營業者ニシテ東京府下ニ發着場、寄航場ヲ有スル者ニ適用ス

第五十五條 第六條、第十五條、第三十八條、第三十九條、第四十四條、第四十五條、第四十七條乃至第五十條ハ非營業者ニモ適用ス

第五十六條 小笠原島、伊豆七島ニ在リテハ本則ニ依ル水上警察署長ノ職務ハ各其地所轄警察署長之ヲ

三三

行フ

第一號樣式

乘客名簿

船名及客  
室ノ等級  
住所、氏名、年齡、職業、發船地、着船地

第二號樣式

年 月

營業者住所

乘客人名屆

船名及客  
室ノ等級  
住所、氏名、年齡、職業、發船地、着船地

游泳場取締規則

明治三十七年七月  
警視廳令第十八號

第一章 通 則

- 第一條 本則ニ於テ游泳場ト稱スルハ河海ニ區域ヲ定メ公衆ヲシテ游泳ヲ爲サシムル場所ヲ謂フ
- 第二條 游泳場ヲ設ケムトスル者ハ住所、氏名、生年月日（團體ニ在リテハ其名稱、事務所所在地代表者ノ氏名ヲ記シ定款若ハ規則書ヲ添付スヘシ）ヲ記シ左ノ事項ヲ具シ所轄水上警察署ニ願出許可ヲ受クヘシ第一號、第二號、第四號、第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
  - 一 游泳場ノ位置及區域並圖面
  - 二 更衣場、休憩所ノ位置及構造仕樣書圖
  - 三 更衣所ニシテ官有地又ハ公有地ニ係ルトキハ其使用許可書ノ寫、他人ノ所有地トナルトキハ其承諾書
- 第四 開場期間及閉場時間
- 五 游泳料
- 第三條 更衣所、休憩所ノ工事落成シタルトキハ所轄水上警察官署ニ届出使用ノ認可ヲ受クヘシ
- 第四條 游泳場ニハ游泳者ノ員數ニ對シ適當員數ノ游泳教師ヲ置クヘシ
- 第五條 教師ヲ雇入レムトスルトキハ其住所、氏名、生年月日、履歷書ヲ添へ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ場主自ラ教師タラムトスルトキ亦同シ

- 第六條 游泳場ニハ救命具及救助船ヲ備付ケ其種類及個數ハ所轄水上警察官署ノ指定ニ從フヘシ
- 游泳中ハ赤色ノ帽子ヲ冠載シタル教師ヲシテ救助船ニ乗込マシメ游泳者ヲ監視セシムヘシ
- 第七條 游泳場ヲ讓受ケ(又ハ借受ケ)タル者ハ住所、氏名、生年月日ヲ記シ讓渡人(貸渡人)ノ連署ヲ以テ三日以内ニ所轄水上警察官署ニ届出ツヘシ
- 第八條 左ノ場合ニ於テハ三日以内ニ所轄水上警察官署ニ届出ヘシ但シ第四號ノ場合ハ戸主又ハ家族ヨリ其手續ヲ爲スヘシ
  - 一 場主ノ住所、氏名(團體ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名、定款若ハ規則)ヲ變更シタルトキ
  - 二 法人代理人、保佐人、夫又ハ其氏名ヲ變更シタルトキ
  - 三 休場又ハ廢場シタルトキ
  - 四 場主死亡シ又ハ住所不明ナルトキ
  - 五 教師ヲ解雇シタルトキ
- 第九條 未成年者、禁治産者ノ爲ス願届書ニハ法定代理人ノ連署、準禁治産者、妻ノ爲ス第二條ノ願書及第七條ノ届書ニハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス
- 第十條 游泳者ニシテ死傷シ又ハ行衛不明トナリタルトキハ相當ノ處置ヲナシ速ニ所轄水上警察官署又ハ最寄ノ巡查派出所若ハ巡行巡查ニ届出ヘシ
- 第十一條 游泳場ハ時々掃除ヲ爲シ塵芥其他ノ汚穢物ヲ停滯セシムヘカラス
- 第十二條 游泳料以外ニ金錢物品ヲ請求スヘカラス

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 正當ノ事由ナクシテ許可ノ日ヨリ三十日以内ニ開場セス又ハ三十日以上休場シタルトキ
  - 二 本則ニ違背シ又ハ公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキ
  - 三 法定代理人又ハ夫ノ許可若ハ保佐人ノ同意ヲ取消サレタルトキ
- 第十四條 所轄警察官署ニ於テ危険防止又ハ風紀保持若ハ衛生ノ爲必要ナリト認メタルトキハ游泳場區域ノ變更又ハ更衣所、休憩所ノ改造修繕若ハ停止ヲ命ズルコトアルヘシ

第二章 游泳場ノ區域

- 第十五條 游泳時間内ハ赤色ノ標旗又ハ浮器ヲ以テ游泳場ノ區域ヲ表示スヘシ
- 第十六條 未熟練者ノ游泳場ハ特ニ區域ヲ設ケ其水ノ深サハ胸部ヲ限度トスヘシ

第三章 游泳ノ制限

- 第十七條 游泳中左ノ行爲ヲ爲シ又ハ爲サシムヘカラス
  - 一 舟筏ノ航行ヲ妨害スルコト
  - 二 區域外ニ出テ游泳ヲナスコト
  - 三 風俗ヲ害スル行爲ヲ爲スコト
  - 四 他人ノ妨害トナルヘキ行爲ヲナスコト
- 第十八條 遠泳ヲナサムトスルトキハ其線路、日時及人員ヲ記シ所轄水上警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ
- 第十九條 前條ノ場合ニハ游泳者ノ人員ニ應シ教師及救助船ヲ付スヘシ

第二十條 左ノ一ニ該當スル者ハ游泳ヲナシ又ハ爲サシムヘカラス

一 泥酔者

二 精神病者

三 付添人ナキ八歳未満ノ幼者、老衰者、病後衰弱者

四 猿股又ハ禰若ハ浴衣ヲ著セサル者

第四章 更衣所、休憩所

第二十一條 更衣所、休憩所、ハ外部ヨリ見透シ得サル装置ヲナスヘシ

第二十二條 更衣所、休憩所ニハ游泳料、游泳時限及第十七條、第二十條ノ各條文ヲ揭示スヘシ

第二十三條 更衣所ニハ看守人ヲ置キ衣類、携帶品ヲ管理セシメ遺留品等ノアルトキハ賭易キ場所ニ揭示スヘシ

第五章 罰則

第二十四條 本則ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十五條 十二歳未満ノ者又ハ禁治産者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ前條ノ科料ヲ其法定代理人ニ科スルコトアルヘシ

第二十六條 法人ノ業務ニ關シ法人ノ代表者其他從業者又ハ雇人ニシテ本則ニ違背シタルトキハ第二十四條ノ科料ヲ其法人ニ科ス

四條ノ科料ヲ其法人ニ科ス

渡船業取締規則

明治三十九年九月  
東京府令第四一號  
大正十五年六月  
東京府令第六四號 現在

第一條 交通ニ便セムカ爲渡船業（造船法ニ依ルモノヲ除ク）ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ

タル願書ヲ市、區役所、町村役場ヲ經テ提出シ東京府知事並警視總監ノ許可ヲ受クヘシ

一 渡船ヲ設ケントスル河川ノ名稱

二 渡船場ノ位置

三 渡船ノ爲メ河川ニ工作物ヲ設クルモノハ其工作物ノ築造設計書但シ棧橋ハ幅員四尺以上ニシテ欄干ヲ備フルコトヲ要ス

四 發着場ノ土地水面ノ官有民有ノ區別及民有ナルトキハ所有者ノ承諾書謄本添付ヲ要ス

五 發着場ニ使用若ハ占用スヘキ土地水面ノ坪數及官有ノ土地水面ニ付テハ使用若ハ占用ノ爲メ納付スヘキ料金額

六 市町村若ハ公共組合ノ設置ニ係ルモノナルトキハ市町村會ノ決議書謄本

七 渡船ヲ爲スヘキ年限及毎日出船ノ時限

八 渡船賃ノ定額但シ無賃ナルトキハ其旨ヲ記載スヘシ

九 渡船場及其附近ノ平面圖但シ使用若ハ占用スヘキ土地水面ノ區域ニ付テハ其面積ヲ算出シ得ヘキ實測圖數ヲ記入スルヲ要ス

キ實測圖數ヲ記入スルヲ要ス

- 十 渡船發着地ノ屬スル區町村長ノ意見書
  - 第一條 前條第二號、第三號、第五號、第七號、第八號ニ係ル事項ヲ變更セムトスルトキハ前條ニ準シ其必要ヲ具シ許可ヲ受ケヘシ
  - 第三條 渡船業ノ許可ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ記載シ所轄警察官署ニ届出船体ノ検査證ヲ受ケ船内見易キ所ニ掲クヘシ船体ノ改造修理ヲ爲シタルトキ亦同シ
    - 一 船ノ種類並員數
    - 二 積載人畜貨物ノ定限
    - 三 船夫ノ人員（一隻ニ對スル平水、洪水、暴風ノ時ノ人員ヲ區別スヘシ）
  - 第四條 橋梁架換修繕中又ハ出水ノ爲メ臨時渡船ヲ假設セムトスル者ハ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケヘシ但シ東京府ニ於テ施行スル工事ノ爲メ要スル假設渡船ハ此限リニアラス
  - 第五條 渡船業ノ許可ヲ受ケタル者ハ左ノ一及二ノ場合ニ於テ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘク其他ノ場合ニ於テハ五日以内ニ市、區役所、町村役場ヲ經テ警視總監、東京府知事ニ届出ヘシ
    - 一 開業シタルトキ
    - 二 休業シタルトキ
    - 三 住所、氏名ヲ變更シタルトキ
    - 四 廢業シタルトキ
- 前項ノ廢業ノ場合ニ於テハ渡船ノ爲メ設備シタル工作物ヲ除却シ其地形ヲ原形ニ復スヘシ

- 第六條 船体検査證ヲ亡失毀損シ又ハ證書面ニ異動ヲ生シタルトキ若ハ字体不明瞭トナリタルトキハ直ニ所轄警察官署ニ届出再渡又ハ書換ヲ乞フヘク船ノ使用ヲ廢シタルトキハ五日以内ニ検査證ヲ返納スヘシ
- 第七條 船夫ハ年齢二十年以上ニシテ身體強壯操船ノ技ニ熟練シタル者ニアラサレハ使用スルコトヲ得ス
- 第八條 船ノ積載定限ヲ超過シテ人畜貨物ヲ積載スヘカラス
- 第九條 暴風、洪水ノ際ハ警察官吏ニ於テ船ノ積載定限ヲ減シ又ハ船夫ヲ増加シ若ハ一時出船ヲ停止セシムルコトアルヘシ
- 第十條 夜間ニ於テ渡船ヲ爲スモノハ渡船場ニ標燈ヲ掲クヘシ
- 第十一條 渡船ヲ求ムル者アルトキハ直ニ之ニ應シ正當ノ事由ナクシテ出船ヲ遲滯シ又ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十二條 傳染病者、看護人ナキ瘋癲者又ハ亂醉者若ハ船体外へ張出スヘキ長大ノ物品ヲ積載スヘカラス
- 第十三條 渡船場ニハ賃錢表ヲ掲クヘシ何等ノ名義ヲ以テスルモ定額以上ノ賃錢ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第十四條 道路法施行令第十三條ノ規定ハ本令ニ準用ス
- 第十五條 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ渡船業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ
  - 一 正當ノ理由ナクシテ許可ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ開業セス又ハ三十日以上休業シタルト

第十二條 渡船業上不適當ノ者ト認ムルトキハ  
 第十三條 公用若ハ公共ノ利益ノ爲メ必要アリト認ムルトキ  
 第十六條 本則(第九條、第十五條ヲ除ク)ヲ犯シタル者及第十五條ノ停止命令ニ違背シタルモノハ  
 拘留又ハ科料ニ處ス但シ刑法其他ノ法令ニ正條アルモノハ各其定ムル處ニ依ル  
 第十七條 從來ノ渡船業ハ期間滿了ニ至ルマテ尙其許可ノ効用ヲ有ス

附 則

第一條 本則ニ於テ公有土地水面ト稱スルハ公用ニ供スル官有ノ土地水面ヲ謂フ  
 第二條 公有土地水面ヲ使用セムトスル者ハ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ舊慣ニ依リ捕魚採藻ノ業ヲ  
 營ム爲メ水面ヲ使用スルモノハ此リニ限在ラス  
 第三條 公有土地水面使用ノ許可ヲ受ムトスル者ハ保證人ヲ立テ之ト連署シテ左ノ事項ヲ具備シタ  
 ル願書(第一號様式参照)ヲ差出スヘシ但シ公共團體ノ出願ニ付テハ保證人ヲ要セス知事ニ於テ特ニ必  
 要ナシト認メタル者ニ付亦同シ  
 一 使用セントスル土地水面ノ所在、名稱(河川名等固)及面積(瓦斯管電纜ノ埋設ニ付テハ立方メートル  
 基數、電柱ノ建設ニ付テハ本柱支  
 柱支線ノ各員數ヲ掲クルモノトス)  
 二 使用ノ目的方法  
 三 使用期間  
 四 使用料(無料ニテ使用セムトスル者ハ其理由)  
 五 使用ノ爲メ工作物其他ノ施設ヲ爲サムトスル者ハ其着手竣工期限並施設期間  
 知事ニ於テ前項ノ保證人ヲ適當ナラスト認メタルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルヘシ  
 第四條 前條ノ願書ニハ左ノ圖面ヲ添附スヘシ

公有土地水面使用規則

大正七年八月  
 東京府令第七十五號  
 昭和八年三月  
 東京府令第十號 現在

第一條 本則ニ於テ公有土地水面ト稱スルハ公用ニ供スル官有ノ土地水面ヲ謂フ  
 第二條 公有土地水面ヲ使用セムトスル者ハ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ舊慣ニ依リ捕魚採藻ノ業ヲ  
 營ム爲メ水面ヲ使用スルモノハ此リニ限在ラス  
 第三條 公有土地水面使用ノ許可ヲ受ムトスル者ハ保證人ヲ立テ之ト連署シテ左ノ事項ヲ具備シタ  
 ル願書(第一號様式参照)ヲ差出スヘシ但シ公共團體ノ出願ニ付テハ保證人ヲ要セス知事ニ於テ特ニ必  
 要ナシト認メタル者ニ付亦同シ  
 一 使用セントスル土地水面ノ所在、名稱(河川名等固)及面積(瓦斯管電纜ノ埋設ニ付テハ立方メートル  
 基數、電柱ノ建設ニ付テハ本柱支  
 柱支線ノ各員數ヲ掲クルモノトス)  
 二 使用ノ目的方法  
 三 使用期間  
 四 使用料(無料ニテ使用セムトスル者ハ其理由)  
 五 使用ノ爲メ工作物其他ノ施設ヲ爲サムトスル者ハ其着手竣工期限並施設期間  
 知事ニ於テ前項ノ保證人ヲ適當ナラスト認メタルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルヘシ  
 第四條 前條ノ願書ニハ左ノ圖面ヲ添附スヘシ



- 一 一般圖 使用ノ場所及區域ノ大体ヲ示シタルモノ  
但海面ノ使用ニ付テハ海軍海圖(關係部分ヲ寫シ取り又ハ切取リタルトキハ)ヲ使用スルモノトス
- 二 實況圖 使用箇所及其附近ノ狀況及郡市區町村大字小字名並其ノ境界等ヲ表ハシ之ニ使用區域ヲ記入シタルモノ
- 三 求積圖 三斜法ニ依リ使用區域ヲ實測シタルモノ  
使用ノ爲ニ工作物其他ノ施行ヲ爲サムトスルモノハ左ノ圖書類ヲ添附スヘシ
- 一 設計書 仕様書費用ヲ併記シタルモノ
- 二 平面圖 使用區域内ニ於ケル工作物其他ノ施設ノ位置、形狀並断面ノ位置等ヲ示シタルモノ
- 三 構造圖 平面、側面、断面等計畫工作物ノ構造(主要ナルモノノ寸法ヲ附記スルコト)及計畫工作物ト既設工作物並  
土地水面等トノ關係(水利ニ關係アルモノニ付テハ法水水位、平水水位)ヲ表ハシタルモノ  
又ハ干潮位滿潮位ヲ正確ニ附記スルコトヲ得
- 一 一般圖、實況圖求積圖及平面圖ハ五ニ相兼ヌルコトヲ得
- 第五條 使用ノ爲ニスル工作物其他ノ施設ニ關シ利害關係者ニ協議ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ願末ヲ詳記シタル書面ヲ願書ニ添附スヘシ但シ利害關係者ニ於テ異議ヲ唱ヘサルトキハ利害關係者ヲシテ願書ニ連署セシメ又ハ異議ナキ旨ヲ表示シタル書面ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- 第六條 使用ノ爲ニスル工作物其他ノ施設ニ關スル位置、設計、仕様、着手竣工期限、費用其他許可ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ  
知事ニ於テ必要アリト認めタルトキハ出願ヲ俟タスシテ前項ニ掲ケタル事項ノ變更ヲ命スルコトアル

ヘシ

- 第七條 現狀ノ儘使用ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ新ニ工作物其他ノ施設ヲ爲シ又ハ許可ヲ受ケタル使用ノ方法ヲ變更シ又ハ使用ノ爲ニスル工作物其他ノ施設ヲ變更若ハ改築セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第八條 許可ヲ受ケタル使用ノ目的ヲ變更シ又ハ許可ヲ受タル目的以外ニ使用セントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第九條 使用期間經過後繼續シテ許可ヲ受ケムトスル者ハ使用期間滿了前ニ願書(第二號様式参照)ヲ差出スヘシ
- 前項ノ願書ニハ第四條第一項ノ一般圖及實況圖ヲ添附スヘシ
- 第十條 使用ノ許可ヲ受ケタル者又ハ保證人其氏名、名稱又ハ住所ヲ變更シタルトキハ其旨遲滞ナク届出ツヘシ
- 第十一條 本則ノ規定又ハ本則ニ依ル處分ニ因リテ生シタル權利義務ヲ債務ノ擔保ニ供シ又ハ他人ニ貸付若ハ移轉セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ但シ法令ニ別段ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス
- 第十二條 相續ニ因リ使用權ヲ承繼セムトスル者ハ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第十三條 知事ニ於テ必要アリト認めタルトキハ本則ニ定ムルモノノ外何時ニテモ特別ノ條件ヲ附シ又ハ之ヲ變更スルコトアルヘシ
- 第十四條 知事ニ於テ必要アリト認めタルトキハ何時ニテモ使用料ヲ増減スルコトアルヘシ
- 第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ使用ノ停止若ハ廢止ヲ命シ又ハ許可若ハ認可ヲ取消

スコトアルヘシ

一 詐欺ノ手段ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルトキ

二 使用ノ爲危害ヲ生シ又ハ生セムトスル虞アルトキ

三 使用ノ爲他ニ障害ヲ加ヘ又ハ加ヘムトスル虞アルトキ

四 本則ノ規定又ハ本則ニ基キタル命令若ハ條件ニ違背シ又ハ之ヲ遵守セサルトキ

五 使用料金ヲ指定ノ期限内ニ完納セサルトキ

六 水利交通上其他必要アリト認メタルトキ

七 使用ノ廢止ヲ命シ又ハ使用ノ許可若ハ第十二條ノ認可ヲ取消シ又ハ使用期間滿了シタルトキハ過滞ナク土地水面ヲ返還ヲ届出ツヘシ

八 使用期間滿了前使用ノ土地水面ヲ返還セムトスルトキハ其旨届出ツヘシ但シ既納ノ使用料ハ之ヲ還付セス

第十七條 使用ノ土地水面ヲ返還スヘキトキ又ハ返還セムトスルトキハ總テ之ヲ原狀ニ回復スヘシ但シ知事ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此限ニ在ラス

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ期限ヲ指定シテ使用ノ爲ニスル既設工作物其他ノ施設ノ修補、改築、變更若ハ除却ヲ命シ又ハ原狀ノ回復ヲ命シ又ハ危害若ハ障害ヲ除去シ若ハ豫防スル爲ニ必要ナル設備若ハ行爲ヲ命スルコトアルヘシ

一 許可又ハ認可ヲ受ケスシテ公有土地水面ヲ使用シタルトキ

二 第六條第一項又ハ第七條ノ規定ニ違背シタルトキ

三 第六條第二項ニ依ル命令ニ従ハサルトキ

四 使用ノ爲危害ヲ生シ又ハ生セムトスル虞アルトキ

五 使用ノ爲他ニ障害ヲ加ヘ又ハ加ヘムトスル虞アルトキ

六 水利交通上其他必要アリト認メタルトキ

第十九條 代理人ニ於テ出願又ハ届出ヲ爲ストキハ其代理權ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第二十條 本則ノ規定又ハ本則ニ依ル處分ニ因リ使用ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ履行スヘキ義務ノ爲ニ要スル費用ハ總テ使用ノ許可ヲ受ケタル者ノ負擔トス保證人ハ使用料及前項ノ費用ノ負擔ニ關シ使用ノ許可ヲ受ケタル者ト連帶シテ其責ニ任ス

第二十一條 二人以上共同シテ使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ連帶シテ本則ノ規定又ハ本則ニ依ル處分ニ因リテ生シタル義務ヲ負擔スヘシ

第二十二條 前二條ノ規定ハ認可又ハ認可ヲ受ケツシテ公有土地水面ヲ使用シタル者ニ準用ス

第二十三條 許可又ハ認可ヲ受ケツシテ公有土地水面ヲ使用シタル者ハ之ニ因テ生シタル損害ヲ辨償スヘシ

前項ノ損害高ハ知事ノ定ムル所ニ依ル

第二十四條 本則ノ規定又ハ本則ニ依ル處分ニ因リ如何ナル損害ヲ生スルコトアルモ知事ハ之カ賠償ノ責ニ任セス

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ニ處ス

一 第二條若ハ第九條ノ許可又ハ第十二條ノ認可ヲ受ケツシテ公有土地水面ヲ使用シタルモノ

二 詐欺ノ手段ニ依リ第二條、第六條第一項、第七條、第八條、第九條又ハ第十二條ノ許可若ハ認可ヲ受ケタル者  
三 第六條第二項又ハ第十八條ニ依リ命シタル事項ヲ履行セサルモノ  
四 第十五條ニ依ル使用ノ停止又ハ廢止ノ命令ヲ背セサル者  
五 第六條第一項、第七條第八條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ違背シタル者

附 則

第二十六條 本則ハ大正七年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條 本則施行前使用ノ許可ヲ受ケ現ニ使用期間中ニ在ルモノハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十八條 本則ハ本則施行前許可ヲ受ケツシテ公有土地水面ヲ使用シタル者ニモ亦之ヲ適用ス但シ本則施行前ノ行爲ニ付テハ罰則ヲ適用セス

第二十九條 府以外ノ公共團體ニ於テ維持修繕ノ義務ヲ負擔スル道路堤塘及竝木敷ノ使用ニ使テハ本則ヲ適用セス

第三十條 漁業ノ爲公有水面使用ノ許可ヲ受クヘキ場合ニ於テ漁業ノ免許ヲ受ケタルトキハ本則ニ依リ公有水面使用ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

昭和十四年十月一日印刷  
昭和十四年十月五日發行

【非賣品】

編輯兼 東京市日本橋區小網町三丁目二番地  
發行人 東京水上警察署管内防犯協會  
會長 荒川 敬

發行所 東京市日本橋區小網町三丁目二番地  
荒川敬事務所  
東京市日本橋區小網町三丁目九番地  
印刷所 三友社印刷所

終



6  
4